

京丹波町（案）、南丹市、亀岡市の人権条例の比較

	京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む 人権尊重のまちづくり条例（案）	南丹市人権を尊重し多様性を認めあう まちづくり条例	亀岡市人権尊重推進条例
施行日	公布・施行前	2022年（令和4年）1月1日施行	2024年（令和6年）4月1日施行
目的	第1条 この条例は、日本国憲法や世界人権宣言の理念と、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、その他あらゆる人権を尊重することを目的とした法令の趣旨に鑑み、人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって、みんなが幸せであると感じられる、豊かな心を育む人権尊重のまちづくりを推進することを目的とする。	第1条 この条例は、市における人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりを実現することを目的とする。	第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び企業等の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な基本的事項を定めることにより、市民等及び企業等の人権尊重の意識の高揚を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。
定義	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）町民 町内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。 （2）事業者 町内で、事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）市民 市の区域内に居住、勤務、在学又は滞在する者をいう。 （2）事業者 市の区域内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。 （2）企業等 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
基本理念	第3条 人権尊重のまちづくりは、すべての人が生まれながらにして基本的人権を有しており、かけがえのない個人として尊重されるものであることを基本として行うものとする。	第3条 人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりは、すべての人が生まれながらにして基本的人権を持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行うものとする。	第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を有しており、一人一人の人権が相互に尊重されるものであるという認識の下、誰一人置き去りにされることなく、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行わなければならない。
町・市の責務	第4条 町は、前条に規定する基本理念に基づき、必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。 2 町は、人権施策の推進に当たっては、国、京都府、関係団体等との連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に取り組むものとする。	第4条 市は、第1条の目的及び前条の基本理念を達成するため、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。 2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、京都府、関係団体などとの連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に取り組まなければならない。	第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。
町民・市民及び事業者（企業等）の役割	第5条 町民は、第3条に規定する基本理念に基づき、人権を尊重し、人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚を図るとともに、人権尊重のまちづくりの実現に資するよう努めるものとする。	第5条 市民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めるものとする。	第5条 市民等は、基本理念にのっとり、互いに認め合い、人権を尊重し、人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めるものとする。
	第6条 事業者は、第3条に規定する基本理念に基づき、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けた取り組みを主体的に推進し、人権尊重のまちづくりの実現に資するよう努めるものとする。	2 市民及び事業者は、市が行う人権施策に協力するよう努めるものとする。	第6条 企業等は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けた取組を主体的に推進し、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めなければならない。